

(株)しらかみ長寿の里 ケアプランしらかみ
指定居宅介護支援事業所運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社しらかみ長寿の里が開設する指定居宅介護支援事業所「(株)しらかみ長寿の里 ケアプランしらかみ」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保し、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、福祉の増進と豊かで住みやすい地域社会づくりの推進を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、地域住民が要介護状態になった場合であっても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう課題把握調整の開始、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成及び、サービス等の利用に伴う手続き調整等、要介護認定の申請に係る援助を行う。

第3条 事業の実施にあたっては、地域福祉の向上のため地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第2章 事業所の名称等、職員の職種、員数及び職務内容

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 (株)しらかみ長寿の里 ケアプランしらかみ
- (2) 所在地 秋田県能代市落合字古悪土1-217

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務1名)
管理者は、事業所の業務管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3名(常勤・管理者兼務1名、常勤1名、常勤兼務1名)
介護支援専門員は、居宅介護支援計画(ケアプラン)の作成及び、サービス等の利用に伴う手続き、調整等を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(事業所の営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日、営業時間及び休業日は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- (3) 休業日 土曜日・日曜日及び12月30日から1月3日までとする。

第4章 指定居宅介護支援事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は能代市・山本郡・北秋田市(その他の地域も対応相談に応ずる。)とする。

(指定居宅介護支援事業の内容)

第8条 指定居宅介護支援事業の内容は次の通りとする。

- (1) 居宅介護支援計画(ケアプラン)の作成
- (2) サービス等の利用に伴う手続きの代行申請、更新申請
- (3) 居宅介護支援に関する相談
- (4) 居宅訪問の頻度は必要に応じ、月1回は行う
- (5) 相談の場所・サービス担当者会議の開催場所は、事業者事務所・病院・利用者ご自宅等、その時の状況により変わります。
- (6) 当社の都合でサービスを終了する場合、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の居宅介護支援事業者をご紹介します。

(利用料金等)

第9条 指定居宅介護支援事業の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

要介護に認定を受けられた方は介護保険制度から全額支給されるので、自己負担はありません。

第5章 緊急時等における対応方法

(事故発生時の対応)

第10条

- (1) 介護支援専門員は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故等が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び区市町村・地域包括センターに連絡する等の措置を講じる。また、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに対応を行う。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。

第6章 その他運営に関する重要事項

(利用者の同意)

第11条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、あらかじめ利用者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項説明書を交付して説明を行い利用者又はその家族の同意を得ることとする。

(居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携)

第12条 事業所は、指定居宅介護支援事業の提供の開始に当たっては、地域包括支援センターその他保険・医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連帯に務め、地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めるものとする。

(守秘義務等)

第13条

- (1) 事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の情報を漏らしてはならない。
- (2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いらないこととする。
- (3) 従業者であったものは、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との契約の内容とする。

(掲示)

第14条 事業所は、当該事業の運営規程の概要、職員体制等の重要事項を見やすい場所に掲示するものとする。

(研修の実施)

第15条 職員の資質、介護技術の向上のために、研修を行うものとする。

- (1) 介護支援専門員研修 年1回以上。
- (2) その他の研修 必要に応じて受講する。

(苦情処理)

第16条 事業所は、提供した居宅介護支援事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情窓口の設置等体制整備を図るための必要な処置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第18条

- (1) 事業所は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適性な手続きにより身体等の拘束を行う。
- (2) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (イ) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (ロ) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

第19条 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策等)

第21条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他)

第22条 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社しらかみ長寿の里と事業者の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成17年 4月 15日から施行する。
この規程は、平成17年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 3月26日から施行する。
この規定は、平成18年10月 1日から施行する。
この規定は、平成20年 4月20日から施行する。
この規定は、平成20年11月 1日から施行する。
この規定は、平成21年 1月 1日から施行する。
この規定は、平成21年 8月 1日から施行する。
この規定は、平成23年 4月 15日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 3月14日から施行する。
この規定は、平成30年 6月 1日から施行する。
この規定は、平成30年 8月 1日から施行する。
この規定は、平成30年11月1日から施行する。
この規定は、令和3年12月1日から施行する。

この規定は、令和4年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和5年 3月 1日から施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。